日本医療福祉学会 第3回全国学術大会

学術報告論文集

開催日 2008年9月6日(土) 会 場 町田市民ホール

地域福祉における新たな事業構想

— NPO による入居サポートセンター設立からアパート活用型のグループ・ケアホームの展開 —

The New Business Conception about the Community Welfare

NPO 法人 みやぎこうでねいと 齋藤宏直 NPO of Miyagi Koudineito Hironao SAITO 県立宮城大学 大内健太郎 郷家雅人 坂本眞一郎

Miyagi Prefectural University Kentaro OUCHI Masato GOKE

Shin-ichiro SAKAMOTO

城西大学 藤本孝一郎

Josai University Koichiro FUJIMOTO

1. 研究背景

近年、わが国の精神保健政策は、平成 17 年 11 月「障害者自立支援法」(以下「自立支援法」と表記)が成立し、身体障害、知的障害、精神障害で分化されていた支援制度が一元化され、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策の下に行われている。

2002 年 8 月時点において、政策の方向性として厚生労働省は、社会保障審議会、精神障害者分会、報告書において、わが国の精神保健医療福祉政策の問題点を指摘している。精神病床への長期入院患者の割合が高いこと、精神病床の効率、質が高くないこと、入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分に進んでいないこと等が挙げられている。

そのような状況から制定された自立支援法は、国の政策を下に市町村が計画を作成し、 障害者の自立に向けた支援を目的として行われている。従来の政策よりも、「自立支援法」 においては国や都道府県の権能や義務の範囲を規定しているため、より市町村の負う部分 が大きくなった。

「自立支援法」は自立を支援する、具体的には地域で生活を行い、可能であれば就業を支援することによって地域社会の一員とすることを目的としている。それはこれからの精神保健施策の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本法策にも示されているといえよう。しかしながら「障害者自立支援法」に基づく支援は始まったばかりであり、かつその支援の主体が市町村であるため、その自治体ごとに取り組みに差異が生じているのが現状である。その「自立支援法」に基づく支援において、市町村の計画では十分に支援で

きない人々も存在するのが現状であり、そのような人々を支援する事業も存在している。

2.研究目的

地域における精神障害者支援は現在、従来の仕組みを組み替えている過程にあるといえる。厚生労働省の描く「自立支援法」に基づく支援は市町村がマネジメントを行い、サービスの提供主体たる事業者が自立訓練から就労移行、そして継続就労という流れを連携して提供するというものである。従来の仕組みを変更したため、従来受けていた支援が受けられなくなった人々も存在する。そしてそのような人々、つまり制度の改変によって支援が行き届かなくなった人々に支援を行っている事業主体が存在する。しかしながら現状において、制度改正によってどのような歪みが生じ、その影響をどれだけの人々が受けているか、またそれを補完する形態で行われている事業の現状を示す資料は数少ないのが現状である。そこで本研究では現状を測るため宮城県仙台市に存在する NPO 法人みやぎ「こうでねいと」の行っている新たな地域における事業構想を事例として、現在の精神障害者支援の現状を分析することを試みた。

3. NPO 法人「みやぎこうでねいと」の事例

「みやぎこうでねいと」の行っている事業は各市町村が障害者自立支援法の下に取り組んでいる「市町村地域生活支援事業」のなかに編成されている「住宅入居等支援事業」いわゆる居住サポート事業とは相違したNPO法人による地域生活支援事業としての独自事業である。

「みやぎこうでねいと」は HP においてその目的を以下のように述べている「授産施設、福祉作業所等の、その特徴を活かした生産物の製造及び販売に関する活動を通してより広く地域との交流を推進し、地域社会とのふれあいの中で、障害者が社会の一員として行けることを支援するとともに、健全な施設運営の為の財政面での補足に貢献することによって、障害者の社会的自立を地域参加として応援することを目的とします。」(「みやぎこうでねいと」HPより http://www.m-koudeneito.or.jp/annai.html)

その事業内容は市町村計画の支援では十分ではない障害者の支援である。内容としては、住居支援、就業支援が主たるものである。

3. 1. 本NPOの独自運営ソフト

住居を求める障害者のニーズに応えるためには障害の種別に関わらず、求める側の生活 適応力、判断力、経済力の3つの要素に対応できる住居の情報ネットワークの構築が必要 となるという理念に基づいて活動を行っている。

(1) 本 NPO の事業において「生活適応力」とは起床や睡眠、食事や排泄など日常の基本

生活に加え、隣人との挨拶や会話、商店での買い物や金銭管理など第三者との関わりについてのレベルを示す。

- (2) 本 NPO の事業において判断力とは行動の良否や意思決定の確実性に関わるもので入 居後のアシストを決定するに重要な要素である。特に個人貸し借りや物品購入契約などの 金銭トラブルの原因となるため金銭管理のレベルに注目する。
- (3) 本 NPO の事業において経済力とは入居者の経済能力であり、収入の原資が給料・事業収入・障害年金・生活保護その他家族からの支給など内容や金額によるレベルを示す。

3. 2. 事業内容、住居の提供

平成 20 年4月に開設以降入居サポートセンターに対する相談件数やホームページへのアクセス量は開始以降月ごとに増加している。主には福祉行政の関与する相談機関からの問い合わせが多いが、精神医療の病院や同支援施設、路上生活支援施設やDVの保護施設等問合せ先も多様化してきている。同様に入居希望者の生活レベルも個々に異なり上記判断のもとに

- ①一般アパート
- ②セイフティアパート(当NPO独自に提携した訪問アシストや宅配食事付きのアパート)
- ③グループホーム
- 4ケアホーム
- ⑤高齢者介護施設
- などの情報を提供している。
- 3. 3. モデルとしてのアパート活用型グループ・ケアホームの運営

2003年より国が推し進めている精神医療退院促進計画や障害者の地域移行計画を背景とした不足する障害者受け入れ住居の基盤整備の必要性もあり、本年1月から地域に立地する一般アパートを活用した NPO 法人運営による共同生活介護(ケアホーム)及び援助(グループホーム)一体型のグループケアホームの設置を計画した。

(1) 事業の概要

- ・アパート定員(部屋数) 4人から5人の少人数管理
- ・グループ・ケアホームとして運営するアパートは主に6世帯から8世帯のアパートが主流であり、その4から5室をホームとして契約する(他1室を共有室として確保)。
- ・その棟には常駐もしくは巡回の専任の世話人もしくは生活支援員を配置する。

(2) サービスの合理化

現在6箇所あるグループ・ケアホームの利用者サービスに関して各ホーム (アパート) に下記の区分を行い専任の世話人・生活支援員を配置した。

例 軽度障害者向けホーム 世話人1名

中度障害者向けホーム 世話人1名 生活支援員 1名

重度障害者向けホーム 世話人2名 生活支援員 1名

(3) 福祉住居としてのアパート活用のメリット(地域が支えるグループ・ケアホーム) グループホームやケアホームの居住サービスを必要としている多くの障害者やその家族 にとってより地域に近い住まいを求める気持ちは多分にあり、いわゆる世話人付きのアパートの存在を求めるニーズは高い。また、アパートの所有者にとっても安全に部屋を貸せるというメリットもある。実際に地域が支える福祉の形としてグループ・ケアホームの地域設置にアパート所有者である大家の事業理解と協力の貢献度は大きいものがある。環境住民と大家の協力により設置される事業は正に地域が支える事業といって過言ではない。

4. まとめ

わが国の精神保健は「自立支援法」の施行によって従来の支援体制が改変され、市町村が計画を策定し、支援を行う社会システム創りの過渡期にあるといえる。改変によってその受けていた支援の減少や消失といった影響を受けた人々も存在する。地域社会の一員として精神障害者を支援し、地域社会の一員として受け入れ、就労し生産活動を行う存在として地域をよりよいものへと発展させていくためには、地域が政策による支援では不十分である人々をどのようにして支援していくかが重要な課題であるといえるだろう。そのためには本研究で扱ったような事業を分析し、より円滑にこのような事業を行えるように地域の仕組みを構築していくことが一つの方策であると考える。

参考文献

- 1) 井上泰司・塩見洋介『障害者福祉改革のグランドデザインは何を描くのか』かもがわ出版、2005。
- 2) 新保祐元『精神障害者の自立支援活動』中央法規、2006。
- 3) 松浦信二『精神障害者の地域生活支援における一考察:障害者自立支援法施行の影響』つくば国際大学紀要 13 号、p85-p102、2007。
- 4) 谷口泰司『障害者地域自立支援協議会に関する一考察-地域福祉の幻想との対峙を通して-』近畿福祉大学紀要8号(2)、p145-p157、2007。
- 5) 坂田憲二郎『障害者自立支援法における精神障害者ホームヘルプサービスの課題と展望』神戸学院総合リハビリテーション研究 2 号 (2)、p55-p63、2007。